○ 文政六未年
惣御役柄ニ付御家中之外ニ
御女房ニ
御扶持方被下候事

一 御家中ニ
御扶持方被下候
御女房ニ
御扶持方被下候

一

判發ス女中元ノ方ヘ御渡ニ相成度旨
元老院議長ヨリ申出ノ事

但シ元老院議官ヨリ行政官ヘ
御渡ニ相成度旨申出ノ事